

令和7年12月1日

回覧

香川自治会

## 自転車への交通反則通告制度について

近年、自転車の関係する交通事故が増加傾向にあります。

ヘルメット着用努力義務や夜間のライト点灯などが制度化されたことはご存知の通りです。

さらに令和8年4月1日から自転車に交通反則通告制度（青切符）が導入されます。

今まで自転車が道交法に違反し事故を発生させたり、酒酔い運転・酒気帯び運転をした場合は「刑事手続」になりますが、軽微な違反を犯した場合には青切符が切られ反則金が課される事もあります。

この変更に関する詳細に関して警察のご担当者から詳しい説明をお聞きしたいと思っています。

日時（未定）：令和8年1月中旬で調整中

場所：香川自治会館 第一議室

時間：1時間程度

詳細は1月の回覧でお知らせいたします。

皆さま、奮ってご参加下さい。

以上